

岩国市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので次のとおり公表します。

令和8年3月25日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 矢 野 匡 亮

令和7年度第4回定期監査及び行政監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項の規定による監査

2 監査の対象

出納室

議会事務局

教育委員会

教育政策課（英語教育推進室を含む）、学校教育課（教育指導室、給食管理室、岩国学校給食センター、西部学校給食センター、北部学校給食センター、ICT教育推進室を含む）、青少年課、教育センター、科学センター、生涯学習課（中央公民館及び分館を含む）、中央図書館

小瀬小学校、御庄小学校、藤河小学校、杭名小学校、河内小学校、柱野小学校、通津小学校、岩国小学校、麻里布小学校、川下小学校、愛宕小学校、灘小学校、中洋小学校、平田小学校、東小学校、通津中学校、岩国中学校、麻里布中学校、川下中学校、灘中学校、東中学校、平田中学校、岩国西中学校

監査委員事務局

公平委員会

農業委員会事務局

3 監査の実施期間

令和8年1月20日から同年2月19日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠し、

次の事項について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和7年度の財務に関する事務(予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務)の執行について監査を実施した。

(2) 行政監査

内部統制の実施状況に係る行政監査として、公用車における事故防止・安全運行対策の取組について監査を実施した。

5 監査の結果

(1) 定期監査

以上のおり監査した限りにおいて、令和7年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

(2) 行政監査

公用車における事故防止・安全運行対策の取組については、おおむね適正に執行されていると認めた。